

令和元年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月19日（水）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第32

一般質問

◎出席議員（15名）

議長	16番	前田篤秀君	1番	高橋義詔君
	2番	稻場仁子君	3番	佐藤登君
	4番	秋元直樹君	5番	一宮龍彦君
	6番	竹中裕志君	7番	渡部正騎君
	8番	山谷敬二君	9番	阿部君枝君
	10番	前島英樹君	11番	佐藤昇君
	12番	山本悟君	13番	黒坂貴行君
	14番	岩澤武征君		

◎欠席議員（1名）

15番 今村則康君

◎列席者

町長 佐々木修一君 教育長 河原英男君
農業委員会会长 新国純一君

◎説明員

副町長	中原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	農政林務課長	広瀬淳次君
経済部長	澤口浩幸君	経済部技監	内野清一君
建設課長	井上隆広君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	古賀伸次君	生田原総合支所長	門脇和仁君

企画課長	佐藤祐治君	財政課長	堀嶋英俊君
丸瀬布総合支所長	会津靖朗君	危機対策室参事	山地茂樹君
白滝総合支所長	鴻上栄治君	保健福祉課長	平間敏春君
会計管理者	伯谷和昭君	住民生活課長	高橋静江君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
図書館長	中島伸司君	監査委員事務局長	奥山隆男君
選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君	農業委員会事務局長	広瀬淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	菊地 隆君	事務局係長	小玉 美紀子君
事務局主幹	岩井誠志君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は15人であります。

なお、今村議員より欠席の届け出があります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、高橋議員、山本議員を指名します。

◎日程第32 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第32 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 一登壇一

通告書に従い、今後の職員定数の適切な管理と持続的運営について質問させていただきます。

第2次遠軽町定員管理適正化計画では、令和3年4月1日までに職員数を241人とする数値目標が定められています。この数値目標を定める目的は、将来の厳しい財政状況を見据えたものであり、限られた財源を有効に活用するためであります。

ことし3月に発表された地方公共団体定員管理研究会の「第10次定員モデル」は、教育、消防、公営企業等会計を除いた一般行政部門を対象に、さまざまな指標を多重回帰分析することで、平均的な職員数を求める参考指標です。このモデルを利用すると、遠軽町の平成30年度一般行政部門職員数は217人と算出されますが、実職員数は197人で、既に20人少ない現状があります。

また、遠軽町の年齢別職員構成に目を向けると、30歳から34歳の職員数が他の年齢層に比べ少ない状況にあり、将来の遠軽町を担う人材の確保と育成が今後重要になると考えていますし、今年度から時間外勤務の上限が月45時間となり、長時間労働とならないよう、適切に人材の確保も必要となると考えます。

さらに、一方では、今年度より総合支所所属だった保健師が、保健福祉課の所属になつたことで、健康管理を身近に行う職員が、そばにいなくなつたことの地域住民の不安を耳にしましたし、さらなる職員削減により総合支所の職員数も合わせて削減され、今後、住民サービスの低下を懸念する声も聞かれます。

これらの背景を踏まえた上で、以下の点について町の考え方伺います。

- 1、現状の職員数は適当と考えているか。
- 2、第2次遠軽町定員管理適正化計画では、職員の年齢構成の平準化に配慮と書かれているが、今後の具体的な対応策は。
- 3、将来の本所と各総合支所の人員配置の計画は。
- 4、来年度、会計年度任用職員制度が始まることで、第2次遠軽町定員管理適正化計画と遠軽町の財政への影響は。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） —登壇—

渡部議員の御質問にお答えをしてまいります。

まず、1点目の現状の職員数は適当と考えているかとの御質問につきましては、現在、252人の職員数であり、定員管理適正化計画の本年4月1日の計画職員数は245人と比較し、7人多い現状となっております。将来にわたり健全な財政基盤を確保し、持続的運営を行うためには、今後、組織機構の見直し、事務事業の合理化・簡素化、施設の統廃合などにより、着実に計画の推進を図る必要があると考えております。

2点目の定員管理適正化計画では、職員の年齢構成の平準化に配慮と書かれているが、今後の具体的な対応策はとの御質問につきましては、平成18年1月に策定した第1次定員管理適正化計画では、財政の収支バランスを改善させるため、合併協議の結果や行政改革の取り組みを踏まえ、毎年の採用計画を2人とし、職員採用を行ってきました。その結果、30代前半の職員が少ない状況になっております。

第2次定員管理適正化計画では、職員数の減員を基本としつつも、行政サービスや組織機能が低下するこがないよう、職員の年齢構成の平準化にも考慮し、毎年の採用計画を立てており、今後もこの計画を着実に推進したいと考えております。

3点目の将来の本所と各総合支所の人員配置の計画はとの御質問につきましては、行政需要がますます複雑化・高度化する中で、限られた人員により質の高い行政サービスを提供し、また、新たな行政課題に的確に対応するためには、職員配置の一層の効率化。適正化の推進が必要あります。本所と各総合支所の人員配置につきましては、このような視点に立ち、町全体として安定的に行政サービスを提供できるよう行ってまいりたいと考えております。

4点目の来年度、会計年度任用職員制度が始まることで、定員管理適正化計画と遠軽町の財政への影響はとの御質問につきましては、会計年度任用職員制度は、新たな一般職非常勤職員制度であり、本町においても来年4月からの施行に向け、現在、検討作業を行っているところであります。

定員管理適正化計画は、常勤職員の定員管理の適正化を推進するための計画でありますので、会計年度任用職員制度が始まることにより、直ちに影響があるものではありません

が、会計年度任用職員制度は柔軟な人事管理が可能なものでもあり、職務内容等に応じた積極的な活用の検討が求められておりますので、その検討結果によっては、定員管理適正化計画に影響を及ぼす可能性もあるものと考えております。

また、財政への影響につきましては、現在、制度の検討作業をしているところであります。町としてお示しできるような額を現段階ではお答えいたしかねます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） まず、1点目の現状の職員数は適當と考えているかの回答について、再質問させていただきます。

平成31年の職員数245人で、適正化計画に比べて7人多いということを理解いたしました。私のお示しした第10次定員モデル、こちらなのですけれども、先ほどおっしゃっていた245人というのは、職員全員の数と理解しております、こちらの第10次定員モデルというのは一般行政職員数、こちらにも通告書に書いていましたとおり、教育・消防・公営企業等を除いた数なのですけれども、こちらについてこのモデルの結果をもとに、ここは足りないとか、ここはもうちょっとふやしたほうがいいとか、何かそのようなことを考える考えはありますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 第10次定員モデルでどのような数字が出るかというのは、議員の質問の中にあるとおりでございます。この定員モデルにつきましては、参考指標という形で公表がされているものでございます。この数字と比較して、どうなるかというのは、それぞれの町の実態によっては違うところにあるというふうに考えております。町としましては、当然、これとの比較作業は行いますけれども、あくまで参考にすべき数字だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） ちょっと視点を変えまして、人口2万人以上の類似団体、こちらについても遠軽町と比較をしてみました。そうすると、住民1万人当たりの一般行政職員数は全国平均50.68人、これに対して遠軽町は96.75人と、大幅に多い状況になっているのも理解しているつもりであります。しかし、人件費の割合、歳出総額からの人件費の割合を確認しましたところ、平成29年度の全国の市町村の平均値は17.0%になっているに対して、遠軽町は13.7%、こちらはちょっと決算書ベースで見させてもらったのですけれども、こういうことで全国よりも下回っている状況です。

このようなことから、遠軽町のように合併市町村のように、行政面積が多くなった自治体については、ある程度の職員数を確保することが必要と私は考えております。そういう点に含めて、そういう点も考えて考えますと、町としてはどのような基準で適正な職員数を算出しているのか、算出根拠をちょっと教えていただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 御指摘のとおり、定員モデルで比較しますと、遠軽町の現在の職員数は少ないというような形になりますし、また、一方で遠軽町との類似団体の中では比較すると、遠軽町の職員数は多いというような状況になっております。そういうことからも、また、これらの指標というのは、参考にしていくべきものだというふうに考えているところでございます。職員数を考えていく上に当たりましては、決まった基準というものが明確にあるものではなくて、現場の実態などのさまざまな状況を踏まえて考えていくべきものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 1点目の町長の回答にありました組織機構の見直し、このような言葉があったと思うのですけれども、組織機構の見直しというのは、具体的にどのようなことを検討されているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 現在、具体的にここをどうしよう、ここをああしようといったお示しできるものはございませんけれども、さまざまな視野から検討していくまして、行政改革などとも合わせながら、作業を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） それでは、先ほど1番の質問の私の客観的根拠というのは、第10次定員モデルを客観的根拠としてお示しして、適正かどうかという議論をしたいなと思ってお示ししたつもりなのですけれども、それでは今後組織統合の見直し等も含めて、この第10次モデル等々の手法を利用していただけるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 定員モデルの扱いにつきまして、先ほど答弁もさせていただきましたとおり、参考にはさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） それでは、2点目について再質問をさせていただきます。

回答にあったように、合併後、新規の採用職員数を軽減、減らしたことによって30代が非常に少ない状況にあるというのは、私も理解しております。そこで、今後の職員数の採用の見通しについてお伺いしたいと思います。

第2次遠軽町定員管理適正化計画を見ますと、来年度以降もおおむね6人の採用を計画していることになっております。それで私がさっきお示しした第10次定員モデル、こちら212人だとすると、1年当たりおおむね五、六人の採用が必要と思われます。そこで計画年度以降、来年以降の職員の採用の見通しと、第2次遠軽町定員管理適正化計画以降

の新採用の見通しについて、お伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 今後の採用の見込みでございますけれども、これは第2次定員管理適正化計画を着実に推進していきたいという考え方でございますので、計画としては、適正化計画の数字どおりの計画でいるというところでございます。

また、計画終了後につきましては、まだ未検討でございますので、現在お答えできるものはございません。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） それではもう一つ、2番について再質問させていただきます。

今後の退職者、定年退職される方との兼ね合いについてなのですけれども、ちょっと数字間違っていたら訂正していただきたいのですけれども、今年度、定年退職される方が6人、来年度が10人、再来年度11人が定年退職される予定と伺っております。この3年で計27人の定年退職者が見込まれております、それで先ほどの新規採用数、1年で6人と。仮に1年6人、6人、6人で18人、27引く18で9人ぐらい減ると、私の方では見込んでいるのですけれども、そのような状況で、減っても行政サービスは低下しないと。又はやはり難しいので、ある程度確保しなければいけないと、どのように考えておいででしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 定員管理適正化計画に基づきまして、採用のほうも考えています。結果として、職員総数としては減っていくという計画になっております。限られた人員という形になってきます。職員配置の一層の効率化、そういうものをしながら事務事業の合理化・簡素化なども踏まえながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） それでは、職員の年齢構成の平準化について、もう少し掘り下げて御質問させていただきます。

町長答弁だと、30代の職員数が少ないということでした。私の方でも調べたところ、確かに30代、少ない傾向にあります、通告書では30から34歳が一番少ないと書いたのですけれども、35歳から39歳も少ない状況なのを認識しておる次第です。この35歳から39歳という職員の世代というのは、就職氷河期世代という、全国でも不安定な働き方を続ける方が多いと伺っております。

最近の報道ですと、国では就職氷河期世代の活躍を国を挙げて取り組むといった報道を耳にしました。遠軽町においても、このような就職氷河期世代を職員として採用することによって、職員の年齢構成を平準化する考えはありますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 新聞報道などで就職氷河期世代の関係、最近、出てはおりますけれども、この世代だからということで採用するという考えは、町にはございません。全体の競争試験、また、選考の中で町にとって優秀な人材かどうかという視点で、採用試験を行っていくべきというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 念のため確認なのですから、今の臨時職員の方、35歳から39歳の方で臨時職員の方もいらっしゃると思うのですけれども、仮に優秀な臨時職員の方いらっしゃった場合に、こういう方を正職員にする考え方というのは、ありますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 優秀な臨時職員ということでございますけれども、こちらにつきましても優秀な臨時職員だからといったことでの採用ということは、考えておりません。常勤職員として優秀な人材かどうかということを全体の競争試験、また、選考において判断をしていくべき事項というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） それで、次の3点目の質問について再質問させていただきます。

私、安国のほうに住んでいて、いろいろと地方に住んでいる人の住民の声というのをいろいろ聞いていまして、合併の前後、前と後で比べると、支所の職員数というのが大幅に減っているというのは、住んでいる人たち皆さん承知の事実だと思っております。市町村合併することによって、スケールメリットを生かした行政運営と効率化を行うというのが、本旨にあると思うのですけれども、その反面、各支所の職員数が減ったことによって、今までの住民の顔が見えるきめ細かな行政サービスというのが、だんだんだんだん失われてきているのではないかということを、私個人、感じている次第です。

その一例として、先ほど通告書にも書きましたように、保健師のことについて一例として挙げさせてもらった次第です。スケールメリットを生かすことは、大変重要だと私は考えてはいるのですけれども、それを職員数、こちらにまでちょっと反映させるのは少し納得いかないというか、ちょっとやり過ぎ、職員数がちょっと減らしすぎではないかというのが個人的な感想であります。各支所の行政サービスを、これ以上低下させないような仕組みというのは必要だと考えているのですけれども、その点についてはどのように考えているでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 職員数につきましては、定員管理適正化計画を着実に推進していく必要があるということについては、町長答弁で答弁したとおりでございます。将来

にわたり健全な財政基盤を確保していくかなくてはいけない、持続的運営を行っていかなくてはいけない、そういう視点があるのかなというふうに思っております。そういう限られた人員の中で、質の高い行政サービスを提供して、また、新たな行政課題なども起きております。そういうものに適確に対応していくためには、職員配置を一層効率化、適正化していく必要がある。そういう視点で、本所・支所人員配置をしていかなくてはいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 保健師、例にちょっとお話をさせていただいたのですけれども、今回、生田原の保健師というのが本所勤務になりますと、いろいろ話を伺ったところによりますと、窓口対応が少なく、本所からの指示が多いためということを耳にしております。でも仮にそうであれば、丸瀬布と白滝の保健師は丸瀬布勤務と、環境そんなに、支所間でそんなに環境変わらないと思うのですよね。それであれば、窓口対応は少なかったとしても、支所にいることで保健師と他の職員間の情報共有というのは、図れることも結構多いのではないかと思うのですよね。現在、週1で支所に勤務、保健師が週1で支所に勤務していると伺っておりますけれども、実際のところ支所から保健師がいなくなつたことによる弊害というのはないのでしょうか。また、どの程度の支所が情報を持つべきなのかというのも、ちょっと気になっておる次第です。なので、そういう弊害起きていなかつたのかというのもお伺いできればと思います。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） お答えをいたします。

現在、生田原地域におきましては、月曜日の週1回、一般相談などの対応として生田原支所に1日、在庁しております。また、その日以外にも戸別訪問ですとか、健診業務、それから結果説明会などで、時期にもよりますけれども、実際に在庁している日にちというのは、1週間のうち2日ぐらいありますし、多いときで3日程度いる週もあります。また、相談などの連絡があれば、直接訪問するなどといった体制も整っておりますので、今後も不安がないように努めていきたいなというふうに思っております。

保健師がいないことで不便に感じるですか、不安であるといったような意見は、今のところ寄せられておりませんので、弊害はないというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 弊害ないということで理解したのですけれども、私、先ほども申しましたように、支所にいることで、訪問対応はいいと思うのですよ。でも支所にいることで、各職員との情報共有という面でも、有効でないかと思っているのですよね。そういうことも、げんき21勤務になつても支障ないという考え方よろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 支所のほうには、全くないというわけではございません

ので、1日ないし2日、それから多いときには3日ぐらいおりますので、その中で支所間の職員の意思の疎通といいますか、そういうことは十分可能だというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） そうしたら視点をちょっと変えまして、これまた生田原地域の以前の取り組みについて、ちょっとお話をさせていただきたいのですけれども、生田原地域の社会教育というのは、昔からかなり全国的にも先進的なことをやっていたというのを伺っているのですね。それで、社会教育の職員数というのがかなり減って、合併してから減っているという実態があります。これも個人的な弊害ではないかということをちょっと考えている次第です。（発言する者あり）わかりました。

ちょっと細かすぎるという話が出ましたので、社会教育について1点だけ質問させてください。職員数が減ったことによって、社会教育の点では弊害とか、そういうところは出でていないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部長。

○教育部長（大貫雅英君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

弊害がないかということですが、弊害、特に今のところはないというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 細かい質問で、大変失礼しました。

個人的な3番目の質問の趣旨というのは本所と支所の人員のバランスといいますか、やはり支所の人たち、支所管轄の住民のニーズといいますか、そういう住民サービスが低下しているという住民の声聞いたのが、（発言する者あり）例えば窓口に行きました。これは本所に聞かないとわかりませんとか、そういうようなことも耳にしております。このような、昔はこうだったのだけれども、今はこうだと、ちょっと比較を結構されることが多いと、私は感じているのですよね。それについての弊害というのを一例挙げて述べさせてもらったつもりだったのですけれども、ちょっと細かすぎるという他の議員から指摘あって、申しわけなかったのですけれども、そのような点について町としてある程度是正といいますか、考えというのはなかったでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 支所の窓口において、本所でないとわからないという対応があったということでございますけれども、事務の内容によっては、そのとおり本所でないとわからないというものもございますでしょうし、また、支所で処理できるものというものもあるところでございます。仮に支所でわかるものが、本所でないとわからないというような対応をしているようであれば、それはやっぱり質の問題でございますので、人材育成という面では正をしていかなくてはいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私のほうから御答弁させていただきます。

今、3点目ですけれども、1点目、2点目、3点目というのは、これは恐らく議員の考え方、合併後の話でありますよね、そういうことでよろしいですか。

これは非常によい質問をいただいたというふうに思っております。議員、合併前のことだとか、合併時のこと御承知かどうか、議員理解しているかどうかわかりませんけれども、非常に厳しい状況の中で財政的に合併をしたわけです。

それから、済みません。1点目のことですけれども、予算・決算に対して人件費が少ないというお話をありましたけれども、予算・決算に対してですと、毎年、今、うちのように大型事業やっていれば、当然、人件費も低くなりますし、そこは比較するのは無理があるのではないかなどということ申し添えておきます。

話、戻りますけれども、そういう中で合併をいたしました。そして10年間は建設計画というものに、お互いの各3町1村が合意をしたものに従ってやってまいりました。そしてその間は、財源となる地方交付税も4町が、3町1村が仮に存在しているという数字で交付税をいたしました。財政的に余ったわけです。だけれども、11年目から、10年過ぎると落ちていくわけですよ。15年たちます。すると、一つの町の交付税になるわけです。ですから、それに合わせてやっぱり我々は、先ほど1回目に御答弁させていただきました。いろいろな組織・機構の見直しだとか、施設の統廃合も含めてやっていかなければ、前と同じになってしまふわけですよ。それがよくないから、我々、合併したのだというふうに私は理解しておりますし、私も合併時からずっとその仕事をやっていた者として、職員採用の質問もありましたけれども、本当は3割採用したかったのです。退職者に対して、でもどうしても数字が合わないので、それでは。だから苦しくても2割にしました。その結果が、先ほどの答弁のように30代だったかな、等の人間が少なくなったとか、そういうことは確かにあります。だけれども、合併していいことばっかりでなかつたかもしれません。でもどうですか、昨日の議案でいろいろな工事のたくさん本数が上がりましたよね。あれ皆さん、ちゃんとどこも潰れないで各々、生田原さん・丸瀬布さん・白滝さんでも雇用抱えてやっておられるというふうに思います。これは合併のすごい大きな効果であります。確かに支所も減るかもしれない、だけれども、私は合併する前から考えていたのは、例えば隣の旧上湧別町を思い出していただきたいと思います。上湧別と中湧別と、大きな違いがあります。中湧別は圧倒的に人数は多いです。たしか当時も2人しか職員いなかったと思います。中湧別出張所。私は合併はできると、その当時思いました。今も調べますと、上湧の支所は、上湧別、湧別になりましたね、今度ね、でも2人だそうです。

今、中湧別には約3,000人ぐらいですか、人が住んでいます。昔は、多分、6,000人ぐらいいたのではないでしょうか、それでも2人です。やっぱりやろうと思えばできないことはないというふうに、それは実績があるわけですし、確かに寂しいという気持ち

はわかります。だけれども、どっちを取るかだと思います。その結果は、合併時にみんなで決めたというふうに、私は理解しておりますので、これはちょっと、これからまちづくりにも非常に大事な話ですので、よい質問いただいたと思いまして、私の考え方をちょっと御答弁させていただきました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 1番から3番まで、総括していただいたようありがとうございます。そうですね、寂しいという気持ちは私も持っておりますが、いろいろなことを考えると難しいというようなことを理解いたしました。

最後に4番について、再質問させていただきたいと思います。

来年度から、会計年度任用職員始まると思うのですけれども、この会計年度任用職員の制度が始まることによって、期末手当、こちらも支給できるようになると伺っております。このことによって今まで支払ってなかつたものが支払えるようになると、人件費が増加するのではないかと、個人的には考えている次第です。そのことによって、遠軽町の財政計画、こちらにも少なからず影響があると考えているのですけれども、その点についてどのように考えているでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 会計年度任用職員制度につきましては、現在、検討作業をしている最中ではございますけれども、御質問のとおり、新たに期末手当の支給が可能になる制度でございます。実際にどれぐらい財政負担として、町の負担が出るかというところにつきましては、現在、作業をしているところでございますので、それが財政計画においても、どれぐらいの規模で影響を与えるのか、そこも含めて検討しているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） いずれにせよ、少なからず財政に影響あるということを理解したつもりです。今、町民センター、今後建設されるであろう総合体育館、いろいろ大型事業残っております、財政的にも厳しい状況続くと、個人的に理解しているつもりです。

ただ、今の繰り返しになりますけれども、職員の確保と労働環境の充実というのは、大変重要な問題と考えております。そのことについて、最後になりますけれども、タイトルにありますように、持続的な運営を行うために、財政的な観点からどのように人件費を確保していくのかを伺いまして、最後の質問にしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 人件費につきましては、まず、基本的な考え方として、人件費と言われるものに嘱託職員ですとか、そういうものは入ってございません。今の会計年度、そういったのはさっき、まだ町としてお示しできる数字は、ちょっと今検討中です

で出せませんと言いましたけれども、これは少なくとも1,000万円や2,000万円の桁ではないと思います。これ黙って上がります。もっと。もしかしたら、正式数字ではないですよ。億、近くなるかもしれません。そこだけが上がってしまうのですよ。議員、さっき人件費少ないと言っていたけれども、やっぱりそれも頭の中に我々入れて運営していかなければいけません。

そして人件費ということは、職員数、常にリンクしてまいりますから、また先ほどの話に戻ってしまうのですけれども、非常に職員ふやしていいよと言ってくれることは、我々にとっては非常にありがたいお話なのですけれども、やはり組織というものは私の経験上も、ひとつ少し優しくしていただくのはいいのだけれども、そうなると、どんどん増殖していくと、ちょっと言い方悪いかもしませんけれども、ふえていってしまうものもあります。

そこは先ほど総務課長答弁ありましたけれども、職員の質を少しでも我々、確保しながら人件費もできるだけ、人件費というのは先ほども言いましたけれども、人件費プラス賃金とか、嘱託の報酬と言うのは物件費という別なほうに入るのですよ。それを足したもの私は要するに人に係る経費と見ていて、そういうものは正職員も昔で言う臨時職員・嘱託職員も合わせた中で、うまくコントロールしながら、糖尿の方が血糖値をコントロールしているように、そういうようなことを、そのときそのときケース・バイ・ケースも見ながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、渡部議員の質問を終わります。

通告2番、3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 一登壇ー

1番目、遊休地の活用について。

町民の長年の夢であった道の駅「遠軽森のオホーツク」が、ことし12月にオープン予定、また、遠軽町芸術文化交流プラザについては、近日中に工事に着手して、令和3年7月ごろに開館する予定であります。

これら二つの大型事業が完成した後のまちづくりとして、遊休地となっている町有財産について、早急に総合計画審議会を招集し、第2次遠軽町総合計画の後期実行計画(令和2年度から令和6年度)の中に、年次計画として取り込むべきではないかと考えます。

今後、どのように進めていくのか、次の点について伺います。

(1)、日本通運株式会社から、平成28年度に1億800万円で購入した土地(8,307.8平米)が、現在、駐車場として利用されていますが、近隣商業地域に立地したこの土地をコンパクトな市街地を保持する基本方針を踏まえて、今後、どのような活用を考えているのか伺います。

(2)、旧遠軽小学校の活用については、ちょっと訂正あります。平成23年度から3回にわたり、同様の質問が上げられておりますが、七、八年以上経過した現在においても

明確な回答が得られていません。どのような活用を考えているのか伺います。

大きな2番、都市計画道路について。

昭和34年に計画策定された都市計画道路のうち、未整備道路の3・4・4東1線通と一部未整備道路の3・5・8中学校通、3・6・9岩見通、3・4・10南ヶ丘通については、今後、どのような優先順位で整備を行うのか、前項と同様に第2次遠軽町総合計画の後期実行計画の中に、明確に位置づけるべきではないかと考えます。

また、計画策定から60年経過し、社会情勢が変化してきた中で、現実的に施工不可能な路線は、速やかに都市計画マスターplanから削除すべきではないかと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇ー

佐藤議員の遊休地の活用についての御質問にお答えをしてまいります。

まず、1点目の遊休地の活用について、日本通運株式会社の跡地の関係についての御答弁をさせていただきます。

28年度に購入した大通北1丁目の土地につきましては、市街地中心部に位置する大きな更地であり、将来的に公用、もしくは公共用に供する、または公共の利益に必要な土地となり得ることから、土地の切り売りを防ぐためにあらかじめ、土地開発基金により取得をしたものでございます。現時点において、この土地の具体的な利用計画はありませんが、今後のまちづくりを進めていく中で必要となる土地として保有し、具体的な活用事案が出てきた際に、その利用について検討していきたいと考えております。

二つ目の旧遠軽小学校の活用につきましては、これまで同様の御質問に明確に回答しているところでございます。現在、旧遠軽小学校は普通財産として管理し、具体的な他の施設への転用の考えはありません。また、これまでの回答同様、今後、施設の利活用などについて具体的な検討を行う場合は、地域の御意見などもお聞きし、施設への転用が町民サービスに資すると判断できた場合において、活用していきたいと考えております。

本施設については、当面現状維持し、財産管理をしてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路についての御質問でございますが、本町の都市計画道路は、昭和34年3月に8路線、延長9,838メートルの計画決定から始まり、現在では10路線、延長は1万9,920メートルとなっております。そのうちの大通、停車場通、役場通、鴻之舞通、高校通、野上通の6路線、1万840メートルが整備済みであります。また、一部整備済み道路としては、昭和60年度までに南ヶ丘通780メートル、平成22年度までに中学校通、420メートルとなっており、岩見通については、現在整備中であります。

御質問の整備の優先順位についてですが、基本的には自動車や歩行者の交通量を考慮した上で、安全性を重視し、歩道が未整備となっている道路を優先する考えであります。また、第2次総合計画の後期実行計画には、岩見通を位置づけてまいります。

次に、都市計画マスタープランから、施工不可能な路線を削除すべきとの御質問ですが、御指摘のとおり、既に整備が難しい計画路線が存在しております。都市計画マスタープランでも見直しが必要である旨を記載しております。計画決定から 60 年を経過し、現実的に整備が困難となる路線については、北海道とも計画道路の解除について協議をしてきたところですが、北海道からは都市計画道路の道路網としての位置づけから、単なる解除ではなく、代替路線の検討を含めた道路網全体の見直しが必要との見解が示されております。今後、都市計画道路の整備を進めつつ、進捗状況や社会情勢の変化を見きわめながら、都市計画道路全体の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 日本通運跡地については、28年に購入した経緯についてはわかりましたけれども、現在、民間等に貸与しておりますが、賃借料等は、購入に見合う額をいただいているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 現在の実績について申します。

30年度までの実績で申しますと、9社に貸し付けております。そのうち駐車場として利用しているのは3社と、保健福祉課の職員駐車場として利用しております。そのほかには、建物などの貸し付けとして2社、電柱やその支線が2社、臨時的なコンテナ置き場として1社の貸し付けがございました。

収入額を申しますと、平成30年度で168万1,109円の収入がございました。

現在は、その9社と近隣の工事現場の土砂置き場として利用してございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） ちょっと細かいことで申しわけないのですが、現在、敷地内に社有地看板として看板が上がっておりますが、社有地看板で立入禁止となっておりますが、この辺については、多分、町有地となっておりますので、細かいことで申しわけないですけれども、看板等の書きかえをお願いしたいと思いますけれども、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） お答えいたします。

土地の看板については、ちょっと確認をしていないものですから、確認して対応を進めていきたいと思います。想定されるところは、貸し付けしている会社の看板かとは思いますが、確認して、対応したいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 確認していただきたいのは、もとの日本通運の看板の社名がテー

で張ってある状態ですので、早急に訂正するようにお願いします。

次、けさ、新潟で地震がありましたけれども、千島海溝においては大地震が予定されておりますので、予定でなくて可能性がありますので、この跡地についてもいろいろな方法を町長が検討していると言いましたけれども、遠軽町の総合庁舎も耐震をしておりませんし、消防庁舎のほうも耐震化していませんので、こういう重要な施設から先に案として考えるべきではないかと思いますけれども、その辺についてもお伺いいたします。どのように考えるべきかと、庁舎としても利用すべき考えはあるかないかという考えです。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） ただいまの御質問ですけれども、先ほど町長のほうから答弁ありましたように、具体的な土地利用の計画は今ございません。ただ、なぜ土地開発基金で購入したかということを若干申し上げさせてもらいますと、例えば、あそこに公共施設を建てる場合につきましては、土地の部分も財源というか、例えば国の補助でなる場合につきましては、土地購入の部分についても補助の対象ということもございまして、それを今現在、土地開発基金を一般会計のほうで買い戻すということになりますと、財源として国の補助等も使える場合もございますので、今のところ何にするということもございませんし、庁舎の関係についてまだ全く未定でございますので、そういう計画ございませんけれども、今後のためにということで購入させていただきましたので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 次、旧遠軽小学校について。

旧遠軽小学校については、2階建てと3階建てがあるかと思いますけれども、3階建てのほうについては耐震化のほう、まだしていないと伺っております。先ほど、町長の答弁にありましたように、今、地元住民と検討して、これから考えていくというふうにおっしゃっておりますが、このように遊休地、あと建物を使わないと老朽化して、荒廃する可能性があると思います。ですから、もし建物としての価値見込めない場合は早急に廃止し、取り壊すべきではないかと思います。

また、遠軽町過疎地域自立促進計画の中に廃止した施設で、売却・貸与が見込めない場合は取り壊すというふうにうたっておりますので、もし具体的で長い間置いておきますと、荒廃化してまいりますので、早急に取り壊すべきではないかと思いますので、その辺について考え方お伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） さっきの私の答弁についての御質問でありますので、ちょっと誤解されていると思いますけれども、住民の方と相談して今やるとは、私はさっき言っておりません。何かそういうことが出れば、住民の方などとも相談をしながら、活用を決定すると申し上げたところでございます。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 先ほど、取り壊しというお話もございました。具体的な活用がありませんし、議員おっしゃるような耐震化もなってございませんので、あれを改修して何かに使うとなれば、莫大な経費もかかるのかなというふうにも考えてございます。予算の状況を鑑みながら、そういう時期が来れば取り壊しというか、解体も今後、検討はしていくかなければならない施設というふうには考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 日本通運と旧遠軽小学校も含めまして、遊休地全体としてお伺いしたいのは、公共施設管理一覧表があると思いますけれども、現在、遠軽地域の遊休地、遊休施設はどのようなものがあるかお聞きいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員、通告に沿って質問してください。

○3番（佐藤 登君） 通告は、遊休地についてですので、遊休地が遠軽町、どのようなものがあるのかと聞いております。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） お答えいたします。

遊休地となっている土地についてでありますけれども、遊休地で売却可能な土地というのは、過去にも入札等の実施をしております。それで契約に至らなかったという土地が、現在残っております、それがたしか5筆ほど残っております。今、私どものほうで把握している遊休地については、その土地が現状であります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 遊休地について、総合的に、全体的に管理しているかと思いますけれども、では具体的にお伺いいたしますけれども、学田4丁目の農業技術センターについては、細かいことで申しきれないと土地、西町1丁目の三角地跡の駐車場、今、取り壊している学田団地の取り壊した跡地、このようなものについてありますけれども、あとどのような施設ありますか。これらも含めて今後どのように再利用していくのか、そういう計画あるかどうかお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員、通告に沿って質問しないと答弁できないでしょう。今、言われても。

○3番（佐藤 登君） 1番目の遊休地について全体について聞いています。
○議長（前田篤秀君） 大体、そういうのを通告しておかないと、明快な答弁もらえない。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） お答えいたします。

町長の答弁でも申しましたように、今後、具体的な施設の利活用等について活用が見込める場合につきましては、活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 次、大きな2番目の都市計画道路についての先ほど町長がおっしゃりましたように、北海道都市計画全体として、街路全体網として考えたときに、具体的には東1線通についてですけれども、代替路線がないとできないと。ただ、そういう状況の中に、60年も経過して北海道に解除を打診している、それについてはもっと強力に、もう60年塩漬けになっている土地になっておりますので、その辺について職員の方、担当者の方はもっと道に対して強力に進めるべきではないかと思いますけれども、その辺について見解をお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 北海道による都市計画道路の見直しガイドラインにおいても、都市計画道路の見直しについては、都市計画道路網としての検討を行った上で、必要性などを明らかにして行うことが重要とされております。

また、都市計画変更は、北海道の同意が必要でありまして、先ほどの町長からの答弁でも申し上げましたが、都市計画道路の道路網としての位置づけから単なる解除ではなくて、道路網全体の見直しが必要との見解が北海道から示されております。

本町の都市計画道路網は、南北に国道である大通を軸に、遠軽駅から向遠軽方面へ抜ける停車場通を東西の軸として位置づけ、市街地の環状通という形で岩見通、先ほどの東1線通、また、周辺に野上通、南ヶ丘通などを配置することによって、道路交通網を形成しているわけであります。単純に1路線だけ廃止するわけにもいかないと考えております。今後も都市計画道路の整備を進めながら、進捗状況や社会情勢の変化を見きわめつつ、ガイドラインに沿った都市計画道路の全体の見直しを進めてまいりますので、御理解願います。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 今説明の中で、代替路線をつくらないと、都市計画道路の循環制がなくなるという御説明でしたけれども、ということは、このまま残すということは、都市計画マスタープランにおいて将来、何十年先になるかわからないですけれども、この人口減少している中でも計画にのっけておいて、つくるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 道路の今、課長、すごい細かく丁寧に説明しましたけれども、今現在は、岩見通のほう都市計画道路で整備しているわけで、今現在、議員おっしゃるところは、何のこっちも被害こうむっているわけではないですよ。向こうのほう、やるとなればそういう協議もすごい出るかもしれませんけれども、どつと。今のところは町としても、道にはそういうことも言いますけれども、さて今、そこまでせっぱ詰まっている状況ではないということも申し述べさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 最後になりますけれども、そういう事情も踏まえて、これから若い行政マンの方が現状に即した行政に行くように、行くかどうかは、また過去からの負の遺産も引きずっている場合もあると思います。そういうものについて、どんどん直していく意欲があるかどうかお伺いして、質問終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 内野技監。

○経済部技監（内野清一君） 私のほうから答弁させていただきますが、先ほど北海道のほうに対してもっと強く臨むべきというお話もありましたが、今まで我々もずっと継続して、東1線通の今後については議論をしてきたところであります。

議員の今回の御質問の中にもありますが、社会情勢の変化ということで言われています。遠軽町、これまで発展してきた大きな要因の一つとしては、やはり交通の要衝だったということがあると思います。国道、それから鉄道もそうです。そこを含めて今まで整備してきたことに、産業が活性化してここまで大きくなってきたのだと思います。

また、今、再び遠軽町にとって、遠軽町の歴史にとって大きなうねりを迎えようとしておりまして、それはことし遠軽ICが開通しまして、今後、旭川・紋別自動車道、それから遠軽北見道路というものの延伸の具体的な計画というのが、さらに明らかになってくるのではないかなと思います。今後。そういう大きな社会情勢の変化というのは、まさにこれからまた出てまいりますので、そういう中で遠軽地域の中心市街地にある都市計画道路を今までいいのか、未整備区間も含めて今後、さらに50年・60年先どのように計画を見直したらいいのかというのは、まさに今、大きな社会情勢がまだ動いていますので、その中で考えていかなければならぬと思っていますので、決して北海道でしたか、そういうところに弱腰を見せているわけではありませんし、また、都市計画の案件につきましては御承知とは思いますけれども、都市計画審議会という中で十分御審議をいただいて、その審議の意見などを取り入れまして、そして国や北海道なんかの関係機関な

どと協議をして、初めて決定されるものですので、今後もまさに今までどおり、しっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（前田篤秀君） 以上で、3番佐藤議員の質問終わります。

11時20分まで、暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

通告3番、11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君）－登壇－

通告書に従いまして、私のほうから、JR利用促進に向けた施策のさらなる展開について質問いたします。

石北本線の維持に向けた取り組みとして、本年6月1日から来年3月31日まで、石北本線団体利用促進助成事業、町外者鉄道利用促進助成事業が展開されることとなり、今後の鉄道利用の促進に向けて、大いに期待をするところです。ただ、これらの事業は、対象が団体に限られていることなどから、さらに考えられる施策の展開を図る必要性もあるのではないかと思います。

次の2点について、町長の見解を伺います。

1点目として、今、全国的に高齢ドライバーによる交通事故が多く発生していますが、高齢ドライバーに限らず、交通事故防止は社会全体で取り組むべき課題とはいえ、高齢ドライバーによる交通事故を少しでも防ぐという観点と、JR利用促進という観点から、みずから運転免許証を返納された方や、運転免許を保有する高齢ドライバーの方が、やむを得ず北見や旭川の病院等へ通院しなければいけないなどの事情でJRを利用した際、一定の条件のもとに助成の対象にできるような施策の展開を図ることができないかどうか。

2点目として、JR存続に向けた意識喚起、子どもたちの社会勉強という視点で、親子、あるいは祖父母と孫によるJR乗車体験ツアーようなものを企画し、一定の助成の対象とするなどの施策の展開ができるかどうか、見解を伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）－登壇－

佐藤議員のJR利用促進に向けた施策のさらなる展開についての御質問に、1点目、2点目と関連がありますので、あわせてお答えをいたします。

昨年7月に発出されました国のJR北海道への監督命令に基づきまして、JR北海道から今年度と来年度の2カ年を第1期集中改革期間としての線区別事業計画（アクションプラン）の発表がありました。このアクションプランに係る取り組みといたしましては、JRはもとより沿線自治体が独自で取り組む事業や、沿線自治体が連携して実施する利用促

進事業などを盛り込んでおり、本町では平成29年12月に設立しました町内4団体からなる石北本線利用促進協議会を中心に、今年度におきましても利用促進に向けた事業を実施しているところです。

これまでさまざまな利用促進事業を実施してまいりましたが、その都度、事業効果を検証しながら、見直しを含め実施しているところであります、特に助成事業につきましてはJRの利用を喚起する助成事業に限らず、費用対効果を含めて慎重に検討すべきものと考えております。今年度の助成事業につきましては始まったばかりで、事業効果は図れませんが、今後におきましても助成事業に限らず、本町のJR利用促進事業全体の事業及び石北本線のアクションプラン全体の事業効果を検証しながら、石北本線の存続に向け事業展開を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） そうするとあれですか、私が質問した1番、2番については、明確にいいとか悪いとかというそういうことについては、答弁いただけないという理解でよろしいのでしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 今回の石北本線団体利用促進助成事業、それから町外者向け鉄道利用促進助成事業ということで設定させていただきました。

今回、他の交通機関を利用している方やふだん利用しない方に対し、新たにJRの利用を喚起することを目的としまして、1人でも多くの方に利用していただきたい事業を今回計画させていただきました。限られた財源でありますので、助成があるなしにかかわらず、ふだんから利用されている方は、今回は基本的には助成対象としない方向で、設定をしたところでございます。また、町外利用者の方には、紋別空港の助成同様、町内宿泊業にもメリットがあるような形で設定をしたところでございます。

今回、高齢者ドライバーの事故を少しでも減らす自主返納を促す施策ということと、今回のJR利用の利用促進の助成との考え方が、うまくマッチできるかがポイントとなるのかなと思っております。高齢者の方さまざまだと思います。免許を自主的に返納してJRで通院されようとする方、それから免許を持っているが、自主的に自己判断でJRを利用されようとする方、もともと免許をお持ちでない方がJRで通院をされようとする方、そのほかお子さんとか親戚・知人の車で通院をしようとする方とか、バスで、都市間バスで利用されようとする方もいらっしゃるかと思います。

それぞれの方の事情がさまざまであると思いますので、高齢者の足を守る支援策という部分で、総合的なことで考えると、費用対効果も含めて総合的に判断する必要があるのかなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

それと2点目の子どもたちの社会勉強という点で、親子、祖父母と孫という部分につきましては、29年度と30年度と石北線で行く親子木工作ツアーやというものを実施してご

ざいます。生田原のちやちやワールドへ、親子で遠軽駅から乗車しまして、木工作を行うという事業を実施してございます。親子10組ということで実施してございまして、30年度につきましては1日で申し込みがいっぱいとなったということもありますので、今年度につきましても生田原総合支所産業課主体で、前向きに実施に向けて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今の課長のほうから、1点目、2点目に触れて考え方示されましたけれども、そこら辺に触れて再質問してもいいものかどうかというのは、ちょっと迷っているのですが、議長の判断どうでしょうか。（発言する者あり）いいですか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 佐藤議員もはっきり先ほど、私の自分の考えどうなのだというお話をしたので御答弁させてもらいますけれども、まず制度として1点目の高齢者ドライバーですか、なんかもでは今までもともと旭川に通院している人どうなのだと、そういう問題などもあって、また、さっき課長も答弁しましたけれども、効果どうなのかとか、費用対効果ですね、そこら辺を考えると、私もちよつとどうかなというふうに思っております。

それと2点目なんかも、親子・祖父母なんかもこれも今の制度、今回つくりましたからね、5人だったらそういう人二組ぐらい集まって、そっち利用してくれないかなとかもございます。もう一つやっぱり大きいのは、今までオホーツク管内、JRも入っているのですけれども、沿線自治体も含めて、これ正直上川も石北線だから、そこで協議して決めたのですよね。ちょっと今からどうかなというのあります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それで今回の促進助成事業、3月31日までの限定つきということですね、だから今から新しいもの言われてもというようなことだと思うのですけれども、町長も言われたように、今までJR利用された方はどうなのだとということについては、これは新たな前にも何かのことで答弁されたと思うのですけれども、新たな考え方をしているわけだから、今までの方は今までの方で、そこはこれから。

きのうの道新の北見版にも出ましたよね、高齢ドライバーの重大事故が発生しているとか、前年同期5月で1.5倍の返納がふえているとか、そんなような報道もあったし、きのうだと思うのですけれども、交通安全救急対策というようなことで、閣議決定もされていますよね。それらの高齢者の移動を支える施策の充実というようなことも盛り込まれているのですけれども、こうした重大事故が発生しているという社会情勢なり、そういう施策の充実なりというようなことなども合わせて考えると、一方で何といったらいいのですか、交通事故に遭わないための安全な移動手段としてのJR、そのJRの利用を促進して

いくというための施策というのは、そういうところに目を向けてやっていくべきではないだろうかというふうに私は思っています。

ピンチをチャンスにということですよ、逆ですかね。そういう発想で、そういう発想にならないかどうか、そういう発想でそういう策を組み立てられないかどうかというのも1点目の補足的な私の考え方です。これについてありますか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） いろいろなそういう案があつて、これはいいと思うのです。ただ、今回のこのアクションプランというのは、2年間なのですよ。次のJRを基盤としている法改正に向けて、要するに3年目以降は、この法改正がなければJRは存在できないのです。法改正があったとしても御承知のとおり、新聞に出ていましたけれども、町の負担だとか、今の決まった額では恐らくないと思います。これどこまでいくか、これはこれから勝負なのですけれども、我々の。でもとりあえず、この2年間の何というのかな、これ国の支援が、大きな支援がないとできませんので、そういうものを動かすための2年間の支援なのですよ。だから、そういう意味でコスト・コストとさつきから課長も言っているのですよ。何ぼでもお金かけてやれば、それは利用する人はいいのかもしれませんけれども、そういうとこまでではないという話なのです。今、とりあえず2年間の管内沿線だとか、みんなで決めた案でいこうと決まったわけですから、当面僕はこれでいったほうがいいのではないのかなというふうに思います。

それと、高齢者ドライバーの免許返納とかの件、こういうのにもかませてよかったですかもしれないけれども、また、ちょっと別な話なのかなというふうにとらえております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） いろいろと言っても、余り通用しないのかもしれないのですけれども、2番目の関係でさつき課長のほうからも、29年、30年でいろいろな施策も展開してきましたと、こんなことも言われました。今回の議会のほうにも商工会議所のほうから、まだJR石北本線の維持に向けた利用促進についてというような要望なども出されていますけれども、その中にも観光列車を運行してもらいたいと、こんなようなことを関係機関のほうに要望してほしいと。こんなことも言われておりますけれども、なかなかふだん車で移動していますから、車で見る景色と車窓から見る景色とやっぱり違うと思うのですね。

そういう面から乗車ツアーミたいなものを企画して、地元に住んでいる人間が何というのですか、地元のよさを理解して、それを例えば感想文を書いて、それを国や道に届けるとか、そういったことなどもやっていったほうがいいのではないかということで、今回の質問をさせていただきましたが、そこに考え方ありますか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

石北本線利用促進協議会、それから管内で行っております石北本線部会でいろいろな事業、管内レベルで連携しながらやっている部分もございますので、そちらのほうで連携した事業でフォーラムとか、フォトコンテストとかビデオコンテストみたいのも企画しているようですので、そういったことも連携しながら、利用促進事業を展開していきたいというふうにも考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 以上で、11番佐藤議員の質問を終わります。

通告4番、岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 一登壇ー

私から、通告に従って個人情報の取り扱いと自衛隊への自衛官適齢者名簿提供について伺います。

新聞報道によると、安倍首相の自衛官募集をめぐる発言に、オホーツク管内の市町村からも戸惑いの声が上がっている。管内18市町村のうち、7町は入隊適齢者の名簿を提出。一方、11市町村は住民基本台帳の閲覧は認めているものの、名簿提出は行っていないということです。

安倍首相は、「自衛隊を憲法に明記することで、6割以上の自治体が自衛隊への名簿提供に協力しないような空気は大きく変わる。」と述べて、改憲の必要性を強調しました。

3月議会で、遠軽町は名簿を提出していること、本人には確認していないことが、担当者の答弁で明らかになりました。

そこで、次の点について伺います。

1、個人情報の取り扱いについて、どのように考えておられるのか。
2、遠軽町として、自衛隊への名簿提供はいつから、どのような内容で行われているのか。

3、名簿を提供している法的根拠は何か。

以上、伺います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長

○町長（佐々木修一君） 一登壇ー

岩澤議員の御質問にお答えをしてまいりたいと思います。

1点目の個人情報の取り扱いについて、どのように考えているのかについてですが、個人情報の保護に関する法律に基づき、遠軽町個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱っているところであります。自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報については、当該条例第9条第1項第1号に規定する法令等の規定に基づく場合に、該当するものとして提供しているものであります。

2点目の遠軽町として自衛隊への名簿提供はいつから、どのような内容で行われているのかについてですが、平成17年10月の町村合併後については、平成18年以降、住所、氏名、生年月日、性別の情報を紙媒体で提供しております。

3点目の名簿を提供する法的根拠は何かについてですが、自衛隊法第97条第1項の規

定において、都道府県及び市町村が政令で定めるところにより、募集事務の一部を行うと規定されており、自衛隊法施行令第120条において自衛官等の募集に関し、必要と認められるときは、知事又は市町村長へ必要な報告又は資料の提出を求めることができるとの規定を根拠としております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） それでは再質問いたします。1点目、2点目、3点目にかかわらないで全体として再質問いたします。

この名簿提供とか、それから閲覧とか、こういうことを自衛隊以外に個人情報を提供している、あるいは閲覧しているという第三者のほかの団体があるのかどうか。

それからもう一つは、公務員とか、それから一般の企業ですね、企業の募集活動のために提供されることはあるのかどうか。

これについて伺いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 閲覧につきましては、いずれも住民基本台帳法第11条第1項に基づきまして、住民基本台帳の一部の写しを閲覧するということについては、請求がある場合については、できるということになっております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 条例上できるとはなっているけれども、実際にそういう団体とか、町として自衛隊にやっているようなことをやっている事実はありますか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 18年度の住基法の改正によりまして、今現在、閲覧ができるというふうに認められていますものにつきましては、国のいろいろな調査ものですね、国民調査とか、そういったものに限られております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 特定の団体ではないということですよね、法的に、自衛隊というのはね、位置づけられているから、そういうことは理解しますが。

全国で6割以上の自治体が、名簿を提供していないというのは、それぞれの自治体にとって住民のプライバシー権を保護するということが、自治体としては大事な責務だからだというふうに考えます。現に遠軽町では、例えば自治会長や民生委員の人から、地域の高齢者の情報が欲しいということを要求されても、個人情報だからと言って断られたという話を聞きました。

私は、これを聞いたときに、自治会長も民生委員も地域住民の福祉活動のために必要な情報を、何で町は教えないのかなというふうに疑問に思ったのですが、しかし、よく考えると、町のとった対応、個人情報だからと簡単に教えないということは、とても大事なこ

とだったのかなというふうに思います。

遠軽町の個人情報保護条例第3条の町の責務では、町はあらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないというふうにあるし、さらに施行規則の自己に関する個人情報の閲覧でも本人の証明書類が必要で、本人が本人である証明をしなければならないほど厳しい取り扱いになっています。しかし、自衛隊には、本人の同意がないのに個人情報が提供されております。

今、町長の答弁では、9条の第1項、保護条例の法令に従ってということありますけれども、第2項に本人の同意があるときというのがあるのですが、この点についてはどういうふうに考えるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 本人の同意があるというときでございますが、本件につきましては、法令等の規定に基づきということで提供しているところでございます。個人情報の保護に関する法律第2条第5項において、国の行政機関は個人情報取扱事業者から除外されているところであり、国の行政機関については、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律によって、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、個人情報を保有することとされ、個人情報の保有に当たり、告知的の本人同意は必要されていないことから、問題を生ずるものではないと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 先ほどの町長の答弁で、自衛隊法第97条と施行令の120条ということは、これを根拠に出しているということだったのですが、97条では、町村長は募集に関する事務の一部を行う、これはどこでもやっていますよね、遠軽町ももちろん広報で募集もやっています。施行令120条では、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは知事又は市町村長に対し、防衛大臣が必要な報告又は資料の提出を求めるができるとなっています。資料提出を求めることができるというふうになっていますね、この点についてはいかがですか。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

防衛大臣は、市町村長に資料の提出ができるという規定がありまして、この規定に基づきまして防衛大臣名で遠軽町長に対し、自衛官募集等の推進についてと、依頼という文書が来ておりまして、これに募集対象者情報の提出についてという内容が書いております。さらに、この文書を受けまして、自衛隊旭川地方協力本部長名で遠軽町長に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について、依頼という文書が来ております。町としましては、この依頼の文書に基づきまして、情報を提供しているという形をとっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 住民基本台帳法では、第11条ですね、個人情報保護の観点から、住民基本台帳の原則非公開を定めています。国の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、例外的に住民基本台帳の閲覧を請求できると定めております。このように閲覧であって、名簿の提供ではないというふうに私は理解するのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し、必要な資料を市町村の長が自衛隊本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法上に明文の規定がないからとして、特段の問題は生ずるものではないということが、国の見解として示されております。

また、住民基本台帳法を所管する総務省と防衛省との間での自衛隊法に基づく情報提供を行った場合に、住民基本台帳法との関係において、問題となることはないことが確認されております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 国が決めているから問題がないという、受けとめ方もあるでしょうが、私は問題あると思うのです。それで住民基本台帳の閲覧も募集対象者の名簿提出も、防衛省が請求できると、あくまでも請求できるというふうになっているだけで、それにどのように応じるかというのは、それぞれの地方自治体の判断にゆだねられているというふうに理解しています。

今、答弁ありました旭川のほうから来たというのですが、その文書は依頼となっていますよね、依頼。依頼ということは、提供することが義務ではないというふうに理解するのですけれども、あくまで依頼ですから、お願いしますと。法的義務ではないと、名簿の提供が、法的義務ではないというふうに私は理解するのですが、いかがでしょうか。あくまでも依頼文書なはずです。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 依頼でも構いません。お願いします。はい、わかりましたと。自衛隊法に基づいて、遠軽町としては、ここから提出しているということでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 最初に紹介しましたオホーツク管内の11市町村、以前は大半が名簿提出していたということです。しかし、3年前ですか、安保関連法をめぐって名簿提出の是非が議論となったために、関係法令を精査し直して、閲覧に切りかえたということです。その根拠となったのが、自衛隊法施行令と住民基本台帳法だそうです。二つの法

令から、自衛隊の求めに応じ、住民基本台帳の閲覧を認めることはできるが、名簿を提出できるとは解釈できないと判断したというのが、11市町村です。

安倍首相が、閲覧のみの自治体を協力を拒否していると批判をしたことについても、管内のこれらの市町村からは、法令にのっとった事務処理をしているのに、協力拒否と言われるのは違和感があるとか、そもそも慎重に扱うべき個人情報を名簿にして渡すことには、抵抗を感じると不満が漏れていますと、記事にはありました。このような受けとめ方について、考え方について、町長はどう思われますか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 議員の今の御質問の中にも、他の町村の職員か首長か、わかりませんけれども、違和感があるとか、そういったこともちょっと曖昧な御質問であろうかというふうに思います。そもそも各町村、それぞれの考え方で自治ですから、やっております。私どもは、先ほどから申しているように法令にのっとって、提出できるというものののとつて提出をさせていただいているというところでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 個人情報保護条例の中で、先ほど例に挙げましたけれども、当該実施機関は、実施機関以外のものへ提供してはならないと。1に法令等の規定に基づく、2に本人の同意があるときとあるのですよね、本人の同意というのは私は本当に大事なことだと思うのです。もし第三者に個人の情報渡す場合、本人の同意ということについて、どういうふうに考えておられますか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） その件につきましても、自衛隊法と個人情報保護法との関係についての御答弁は、先ほど来、担当が御答弁申し上げましたとおりでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 私は、本人や保護者の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しているということは、明らかなプライバシー権の侵害であるというふうに考えざるを得ません。また、一般の公務員とか企業の募集活動にも許されていません。自衛隊だけに便宜供与するということは、軍事に優越的価値を認めるということであって、憲法9条や平和のうちに生きる権利にも反することだというふうに考えます。自衛隊への個人情報の名簿の提供、これはやめるべきで、閲覧にすべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 軍事というふうに先ほど聞こえましたけれども、自衛隊は我が国を守っているのであって、それが法に整備される中で、先ほど来申し上げているとおりに、それにのとつて私どもは提出をしているということでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員、答弁内容精査し、簡潔に質問してください。

以上で、岩澤議員の質問終わります。

1時まで昼食のため、暫時休憩します。

午前 11時56分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告5番、阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 一登壇—

通告書に従いまして、次の点について一般質問をさせていただきます。

自転車保険加入の促進を求める取り組みについて。

環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にはほぼ匹敵するほど多く、そのため歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることはありません。そこで、万一の事態への備えが必要あります。

また、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあり、そのことも踏まえて国はことし1月、国土交通省内に自転車事故による損害保険のあり方を協議する有識者会議を発足させました。現在、保険の補償内容や自転車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務づけるかどうか、検討を行っています。

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があり、こうした点も踏まえた丁寧な議論が求められています。また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されています。

以上のことから、次の点について見解を伺います。

1点目、自転車事故対策とその周知について、どのように取り組んでいるのか。

2点目、安全教育については、どのように取り組んでいるのか。

3点目、町民の自転車保険加入状況と加入促進の周知について、どのように取り組んでいるのか。

4点目、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せているが、町としてどのように考えているのか。

以上の点について、お伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇—

阿部議員の自転車保険加入の促進を求める取り組みについてお答えいたします。

御承知のとおり、平成30年4月、北海道自転車条例が制定され、自転車の安全な利用促進のため、自転車販売店やレンタル業者に対しての損害賠償保険等への加入義務づけや、学校や家庭での交通安全教育の推進に取り組むこととされております。

1点目の自転車事故対策とその周知については、どのように取り組んでいるのかについ

てであります。町では毎年、交通安全実施計画を定めており、通年運動の重点項目の一つに自転車安全利用を掲げ、広報啓発を推進しております。また、交通安全運動期間につきましては、町内の関係団体に協力をいただきながら、各地域において街頭啓発に取り組んでいるところであります。

2点目の安全教育については、どのように取り組んでいるのかについてであります。保育所及び小学校から高校まで全ての学校で、交通ルールやマナーの順守のための交通安全教室を行っているところであります。

3点目の町民の自転車保険の加入状況と加入促進の周知についてであります。保険の加入状況については、個人情報でありますので把握することはできませんが、加入促進につきましては、北海道自転車条例及び交通安全実施計画に基づき、広報啓発を推進しております。

4点目の自転車保険加入の義務化や促進を求める条例の制定について、町としてどのように考えているのかについてであります。国土交通省内で検討されておりました自転車利用者へ損害賠償保険の加入義務づけにつきましては、義務化をする場合、新たな公的制度を創設することとなり、登録手続や費用増加で販売店や地方自治体に大きな負担がかかるとのことから、見送られたとの報道が3月にありました。このため、町としては条例化することは考えておりませんが、道条例で自転車利用者は自転車損害賠償保険に加入することが努力義務とされたことから、町といたしましても万が一の事故等に備え、自分と相手を守る観点からも保険の加入は必要との認識を持っておりますので、従来の交通安全活動に加えて、機会を捉え自転車損害賠償保険の加入促進の啓蒙活動などを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 今、御答弁いただきましたが、1番目はよくわかりました。

安全教育の2番目なのですが、学校全体、全ての学校で安全教育を行っているということですが、他の団体、例えば高齢者の集まりであるとか、そういう団体の取り組みはどのようなになっていますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） お年寄りの団体等につきましては、いろいろなそういう集まりの場でこちらのほうに、交通安全の関係についてのお話を伺いたいとか、警察のほうに直接そういったことでの講話ををお願いするとかという形でもって、そういったときに交通安全について、自転車の部分も含めて、幅広い意味での交通安全の周知、そういうことでのPR等をしております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） そうしますと、ある一定の団体とか集まるところで要望があったら、出前講座のような形でやっているということでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 町のほうに交通安全の専門員がおりますので、そういうふうな団体のほうから周知して、そういう機会を設けて欲しいという要望があれば、こちらのほうで調整をしながらしております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 私も自転車は最近乗らないのですけれども、都会であれば自転車専用信号だとか、専用通行帯とかというのが整備されているのですけれども、遠軽町においては、そこまではなっておりませんというか、必要もないというか、必要ないという言葉ちょっと違いますね。そこまではなっておりませんけれども、ただ、近年、自転車がかわる事故は、総数こそ減少しているようですが、自転車対歩行者に限ると年間約2,500件、横ばいが続いているということ。

また、近年は、歩行中の女性をはねて重症を負わせた小学生の親が、裁判で約9,500万円の支払いを命じるという、こういう高額な判決も相次いでいるということも聞き及んでおります。ですが、保険に加入している方というのが、十分に進んでいないのが現状で、17年に歩行者が死亡、また、重症を負った自転車事故の保険に加入している加害者、こういうのは6割ぐらいというのですね。自転車保険は加入した種類によって補償額が異なる、年間数千円の保険料で、最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっているということで、低額な費用で手厚い補償が得られるということを、これをもっと町民の方に知らしていく必要があるのではないかと思うのですが、この辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 先ほど、町長が4点目のほうでお答えしましたとおり、そういうふうな保険の加入促進につきまして、従来の交通安全運動に加えて、機会を設けながら、啓蒙活動のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） そういうことありましたら、私のほうからすることはないとされども、個人情報ということでいくと本当にやっかいな部分で、なかなかその辺に入り込んでいくことはできないのですが、やはり先ほどおっしゃっていただいたように、ホームページだとか、町の広報だとか、そういう部分でしっかりと啓発していただくというか、していただくことが大事かなというふうに思います。

また、低額で入れるということでは、今後、やはりそのことが皆さん意外と知られていない、損害保険にも加入されている場合もあるのですけれども、そういう部分からいけば、もっとその点をしっかりと啓発していただきたいなと思います。その点は、よろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 先ほどもお答えしましたように、今、言われたようなこ

とも踏まえながら、PR活動のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ぜひそのようにしていただきたいなと思います。とにかく手軽で利用できるという部分では、高齢の方、また学生なんかも特に使っており、学校のほうはきちんと保険が入っているということなので、それは心配はしませんけれども、やはり時には1年のうちに春先のこの時期にはそういう啓発運動を、例えば大きな遠軽で言う大型店舗の前で、啓発運動をやるなどという今後考えていただけたらなと思い、最後にしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） 北海道では自転車賠償保険に加入することが義務化をされております。また、遠軽町の交通安全実施計画の中におきましても、損害賠償保険の加入については、積極的に広報・啓発活動を行うことでなっておりますので、先ほど来お話をされているとおり、ホームページ・広報、また、人の集まるイベント等の中で周知を図っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問終わります。

通告6番、山本議員。

○12番（山本 悟君） 一登壇一

通告書に従いまして、遠軽町図書館の運営について質問します。

インターネットやスマートの普及による「活字離れ」、「読書離れ」が叫ばれている現在、遠軽町図書館（図書室含む）においても、利用者、貸出冊数が減少の傾向にあるようです。

小学生から大学生まで「読む力」、「読解力」の低下が問題視される中、文部科学省は平成24年度に図書館の設置、運営上の新たな基準を示しており、遠軽町においても図書館事業の質をより充実させて、利用者と貸出冊数の増加につながるような特色のある図書館サービスを、町民に提供する必要があると考えます。

さらに、今年度発表された教育行政執行方針では、図書館に関する項目が、以下3点で示されております。

各図書館、図書室の蔵書資料の充実と読書の普及促進、生涯学習活動の支援拠点施設としての機能向上と町民に親しまれる運営。

図書館システムに係る機器等の更新による、より効率的な運営。

学校図書室の充実に向けた支援策についての調査研究。

これらのこととも含めて、以下の点について質問します。

（1）、読書の普及促進について「活字離れ」、「読書離れ」の傾向がある現在、どのような方策で普及促進を図るのか。

（2）、各小中学校の図書室への支援策は、どう図られているのか。また、学校図書室

の充実に向けて、どのような調査研究を行っているのか。

(3)、文部科学省の基準では、専門的なサービスを実施するために、必要な図書館司書の確保を求めているが、館長以下、正規職員で司書の有資格者は配置されているのか。

以上、伺います。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 一登壇一

山本議員の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の「活字離れ」、「読書離れ」の傾向がある現在、どのような方策で普及促進を図るのかという質問でございますが、図書館の運営につきましては、平成24年度に文部科学省から出された図書館の設置及び運営上の望ましい基準を踏まえ、読書活動の振興を担う機関として、また、生涯学習活動を支援する拠点施設として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えた運営に努めております。

議員の御指摘のとおり、昨今、活字離れや読書離れの傾向があることは、私も強く感じているところであります。このような情勢におきましては、即効性のある対応策というものは、今のところ見当たりませんが、幼少期のお子さんや青少年期の子どもたちに、本を読むことが楽しいと感じてもらえるような事業を積極的に実施し、住民の年齢各層に合わせた読書の普及策を地道に行っていくことが必要であると考えており、図書館協議会の委員の方々の御意見も伺いながら、利用者の視点に立った図書館サービスに努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

2点目の各小中学校の図書室への支援策は、どのように図られているのかという御質問でございますが、従来、図書館が学校の図書室に対して、直接かかわることは少なかつたことから、今年度、学校図書館がどのような支援を求めているのか調査研究し、それを受け図書館としてできる支援策を提案しつつ、学校図書室の充実に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3点目の館長以下、正規職員で司書の有資格者は配置されているのかという御質問ですが、図書館法第4条及び第13条では、公立図書館に館長並びに専門的職員、事務職員及び技術職員を置くと定められております。また、文部科学省から出されている運営上の望ましい基準には、市町村教育委員会は、図書館が専門的なサービスを実施するために、必要な数の司書及び司書補を確保するよう努めるものとすると示されております。

のことから、遠軽町図書館としましては、嘱託職員として、現在、図書館司書を2名配置しております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） (1)の今、教育長から報告がありました。普及促進で幼少期、青少年の子どもに読む楽しさを味わってもらうというふうに聞きました。私も福祉センターの図書室時代から図書館には通っていました、皆さんが一生懸命努力されていたの

はよくわかつております。そこで今回、幼少期、青少年の小さな子どもには一生懸命やっているのですね。大人に対する本を普及する活動というのは、特にやられていないのかなというふうに思いまして、1点、私のほうからお話ししたいと思います。

中高年、それから農業者、それから林業の方、つまり図書館が開いている時間帯に来られない町の人が、たくさんいらっしゃるのではないかというふうに思うのです。そこでそういう人たちに対して、ある市では宅配便を利用した図書の配付サービス、これは料金は個人持ちですが、インターネットを利用して図書館にこの本を貸してほしいと言えば、図書館ではその本を配送、宅配業者を利用して送るという方法も実施されております。この方法、遠軽町にとってもいいものではないかと思うのですが、まず、その点についていかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 中島図書館長。

○図書館長（中島伸司君） ただいまの質問にお答えいたします。

中高年、それから農業者、林業の方を含めて、なかなか図書館に来られない方への対策ということでございますが、図書館の開館日につきましては、29年度から従来、祝日を休館しておりましたが、祝日も開館するようにいたしております。29年度の祝日の開館日数は14日ございますし、30年度につきましては祝日の開館17日、開館いたしました。祝日の開館に合わせて、より多くの方が利用いただければと思って努めております。

さらに、図書館になかなか来ることができない高齢者、交通手段がないとか、それから障がいを持っていらっしゃる方につきましては、お申し込みをいただければ、図書館のほうから御希望の本を御自宅へお届けするサービスも始めております。

以上のような取り組みをしてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 今の答弁で、私の言った十分な意見、これで第1問終わります。

（2）番目の小学校図書室への支援ということで、先ほど教育長から、これから研究をするというふうなお話ありました。これから研究することに対して、どうのこうのと申し上げることはできませんので、それで1点。私どもいろいろな人の話を聞いて、学校への司書、司書さんの派遣のことは考えられないだろうかという意見がありました。学校にとって、司書が来ていただけるということは、図書の貸し出しにすごく実効性がある。なぜかといいますと、司書は図書のこと全て知っているので、子どもたちの要望、それから読みたいという本の傾向、これを全て彼らは押さえているので、司書の派遣をお願いしたいという意見がありました。その点に関して、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 中島図書館長。

○図書館長（中島伸司君） 学校図書室に対する図書館としての支援でございますが、確かに図書館司書は、図書に対して専門性を有しております。したがいまして、ことしの夏休み明けから図書館の司書を学校に訪問させて、まず、図書室の状況を調査、把握い

たしまして、具体的な方策の研究を始めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 派遣につきましてはわかりました。

それで、先ほどの答弁の中で、調査、研究の話をしました。今、している最中ですということですけれども、この調査、研究した結果発表、それはいつごろめどになるか考えられておりますか、教えてください。

○議長（前田篤秀君） 中島図書館長。

○図書館長（中島伸司君） 町内の学校、これから調査に参るわけですが、調査、研究につきましては速やかに進めてまいりたいと思いますが、時期のめどについては、今のところお答えできませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 要望として、年度内にぜひやってほしいという学校の要望がありましたので一言伝えておきます。

3番目の正規職員の司書の配置ということで、先ほど嘱託職員2名というお話をしました。ということは、私が質問しました正規職員はいないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 中島図書館長。

○図書館長（中島伸司君） 図書館には、町職員としての司書を持った職員はおりません。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） いらっしゃらないのでしたら、これ以上話はできませんので、これでやめます。

図書館に関することなのですが、平成30年度の遠軽町行政評価町民アンケートの中に、図書館に冷房設備がないことが不思議だということが書かれていました。それで遠軽町内には、四つの図書館・図書室があるのですが、本当に冷房設備がないのかどうかを伺いたく、また、ないところには設置する予定はないのかどうかをお聞きしたくて、今、質問しました。

○議長（前田篤秀君） 山本議員、質問の趣旨が質問と通告から外れておるから、通告書に沿った質問してください。

それでは発言許します。

○12番（山本 悟君） 再質問させてください。

図書館の冷房装置について、四つあるのですが、ついている場所と、ついていないところには設置する予定があるかどうか教えてください。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 中島図書館長。

○図書館長（中島伸司君） 現在、遠軽、生田原の図書館、丸瀬布と白滝の図書室には、エアコンという専用の冷房装置はございません。ただ、遠軽の図書館には水道水を循環させて空気を冷やす、そしてそれを冷風で館内に流すという冷風装置がございまして、こちらで現在、対応しているところでございます。

図書館のエアコンの整備につきましては、計画はございません。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 丸瀬布、生田原、白滝がないというお話、お聞きしました。町民の中には、やはりぜひ欲しい、あることによって行きたいという方もいらっしゃいます。図書の普及促進にもつながるのかなと思いますので、計画はないにしても、これから何かの機会に考えていただきたく思います。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部長。

○教育部長（大貫雅英君） 冷房の関係なのですけれども、公共施設たくさんございまして、その中で図書館が先にということにもなりませんので、全体を通して今後、検討していくような形になるかと思います。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（前田篤秀君） 以上で、山本議員の質問終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

午後1時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 朝田 篤秀

署名議員 高橋 義詔

署名議員 山本 恒